

## 第 23 回山形県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成 26 年 12 月 4 日（木）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

2 場 所：山形県庁 701 会議室

3 議 事

(1) 山形県環境影響評価審査会会長の互選について

(2) 「置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価方法書」に対する山形県環境影響評価審査会の意見について

4 出席者（敬称略）

（委員）中島 和夫（会長）、池田 秀子、上木 厚子、小杉 健二、後藤三千代  
野堀 嘉裕、東 玲子

（事務局）みどり自然課 課 長 佐藤仁喜弥  
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当）福島 弘幸  
環境影響評価主査（兼）温泉保全係長 大高 岳史

（事業者）置賜広域行政事務組合事務局 安部 実、加藤 芳洋  
株式会社日本環境工学設計事務所 新井 昭次、渡邊 幸平

5 傍 聴 者：3 人

6 議事内容（議長：中島会長）

（事務局） ただ今から、第 23 回山形県環境影響評価審査会を開会します。はじめに、みどり自然課の佐藤課長から御挨拶を申し上げます。

（佐藤課長あいさつ）

ここで、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、次第、委員名簿、資料 1～6 です。環境影響評価方法書につきましては、事前に送りしているとおります。足りないものがあれば、お知らせください。

それでは、本年の 9 月から平成 29 年 8 月まで、山形県環境影響評価審査会委員に御就任をいただいた方を御紹介いたします。委員名簿を御覧ください。審査会は 11 名で構成されており、そのうち小田原委員につきましては、廃棄物処分場関係の案件についての審査をお願いしています。また、池田委員と上木委員につきましては、今回新たに委員へ就任していただいたところです。皆様、よろしく御願いいたします。

本日は、早野委員、柳澤委員、横山委員、小田原委員が、御都合により欠席されています。専門委員を含めまして 11 人中、過半数となる 7 人の出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第 45 条第 3 項の規定により、本日の審査会は成立することを御報告いたします。

次に、今回の委員の改選にあたりまして、会長の選出が必要となります。資料 5 を御覧ください。会長の選出は、条例第 44 条の規定により、委員の互選によって定めることになっています。

佐藤課長： それでは、会長の互選に入らせていただきます。どなたがよろしいでしょ

うか。

野堀委員： 中島委員にお願いしてはどうでしょうか。

佐藤課長： 中島委員にお願いしてはどうかとの提案がありましたが、いかがでしょうか。異議がないようですので、中島委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局： 会長が決まりましたので、ここからの議事進行は中島委員にお願いいたします。はじめに、条例第44条第3項の規定により、会長はあらかじめ職務代理者を指名することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

中島会長： (あいさつ)

それでは、会長の職務代理者として山形大学の柳澤委員にお願いしたいと思います。今日は欠席ですが、あらかじめ了解を得ています。

次に、本日3人の方が傍聴を希望しており、これを許可しますのでお知らせします。報道関係の方はいますか。

事務局： 今のところ、おりません。

中島会長： 次に、事務局から、本日の議事を説明してください。

事務局： 本日は、平成26年11月18日付けで山形県知事から諮問がありました「置賜広域行政事務組合 最終処分場整備事業 環境影響評価方法書」に対する山形県環境影響評価審査会の意見について御審議をお願いいたします。

なお、事業者と環境調査の担当者に来ていただいておりますので、質問がある場合に、回答をお願いすることとしています。

中島会長： それでは、審議に入る前に、議事録署名人を指名します。上木委員と野堀委員にお願いします。

また、審議の中で、事業者へ質問が必要になった場合は、一括して行うこととします。意見を整理して事務局が項目を読み上げ、委員から質問することとします。

それでは、審議に入ります。議題は「置賜広域行政事務組合 最終処分場整備事業 環境影響評価方法書」に対する山形県環境影響評価審査会の意見についてです。まず、はじめに、事務局から事業の概要について説明してください。

事務局： (事業概要の説明)

中島会長： 午前中に現地を見ていただいた時の質疑応答を参考にさせていただき、そこで解決したこともあるかと思いますが、また、新たな疑問も湧いてくることもあると思います。それでは、方法書に対する質問、本審査会の意見の提案をお願いします。

野堀委員： 現場でも質問しましたが、広い盆地の中に活断層があるかどうか、もう少しきちっと調べたほうが良い。これまでと違って平坦地の農地の中の最終処分場なので、断層等の崩壊等によりフィールドが崩れると大きな問題になると思います。

中島会長： 事業者に聞きたいと思います。これについて誰か御意見はありませんか。活断層のマップがあると思いますが。

事務局： 県では危機管理課でマップを作成しています。そのような既存のもので確認すれば良いということですね。

中島会長： 後で事業者に聞くことにします。そのほかにありませんか。

後藤委員： 今回は今までの続きなので、これまでも調査されていたものがどういう結果であったのか、今後の調査によって新たに増えたか減ったかというようないろんなことが分かるので、以前の調査の結果をお聞きしたい。

中島会長： 既存の施設の横に作るということで、以前の調査結果がどうなっているかということについてはどうでしょうか。

事務局： これについては、事業者に聞いてみたいと思います。

上木委員： 新規の埋立地ということでの申請ですが、すごく広い敷地にいろんなものが埋立てられています。今日は廃棄物処理施設も見ましたが、BODも低く、今回の場合はさらに高度処理を加えるということですので、各処理施設から出てくる水のレベルはたぶん問題なく処理できるものと思います。

新規ではありますが、総量という観点から相乗効果というか、埋立てが終わったところからも水が出るわけですから、必ず負荷量が増えるので、そういう観点でチェックする必要があるのではないのでしょうか。新しい施設が生まれることによって、全体としても新たな問題点が付け加わるということがないかどうかということです。

中島会長： 今日見た排水処理施設の水は、第1期側と第2期側から出ている水となるのですか。

事務局： (資料により水の流れを説明)

中島会長： 今回計画されているところに処理施設ができるのでしようが、そこで処理された水が加わっていくと排水口から出た水は1箇所毎にはきれいかもしれないが、それが合わさると数量が増えるということもあるのではないですか。

事務局： それについては後から事業者に回答をいただきたいと思います。既設の処理水の排水口の下流に新しい施設ができますが、そこでも水質の調査を行うので、その時には上流側の水処理施設の影響も加味したものが現況として把握されることとなります。

中島会長： ほかにありませんか。

池田委員： 2つあります。1点目は、現地でも質問したのですが、災害時の電気系統として発電機の設置を検討していただきたいということです。もう1点は、これからモニタリングをしたいと思います。そのデータを一般の方が閲覧や入手できるのかお聞きしたい。

中島会長： 最初のほうは、現地でも事業者に伝わっていると思いますが、改めて事業者を確認します。2つ目の一般への公開について、事務局から何かありますか。

事務局： 一般的なデータは公開していると聞いています。アセスメントに係る情報のうち、希少な動植物についての情報は公開できませんが、その他については公開することを考えています。

中島会長： 事業者にも聞いてみます。そのほかにありませんか。

小杉委員： 現地調査時に、中島集落が今回の事業に関心があると聞きましたが、4-25 ページの大気環境の調査の図を見ると、中島集落では騒音、振動、悪臭の調査を行うが、粉じん等の調査地点にはなっていません。粉じん等の調査も中島集落で行ってはどうでしょうか。4-11 ページには、粉じん等の調査地点をどのように選定したか記載されており、「調査地点は計画地の周辺の代表する地域とする。」となっていますが、一番大きな集落である中島集落を追加してはどうですか。特に秋から冬には西風が多いということも書かれているので、一番影響を受ける集落を調査地点に選んだらどうかと思います。

中島会長： そのあたりの基準はありますか。

事務局： 方法書を作成した際には、機械の稼働を考慮して一番近いところや、資材の運搬を考慮して現在の地点を選定したと考えられますが、事業者を確認したいと思います。

東委員： 中島集落の粉じん等の調査ですが、浮遊粒子状物質の調査は考えないのですか。

中島会長： それも含めて事業者を確認します。

東委員： ガス抜きパイプについて小田原委員から質問があり、「検討します。」との回答になっていますが、どのように検討するのでしょうか。

事務局： 少し補足します。「ガス抜きパイプを設置するだけで臭気の発生になるのではないか。だから悪臭の調査をすべきではないのですか。」という意見をいただいています。埋立てするものは、焼却した後のもので有機物を含まないで、本来は悪臭の原因となるものはないので悪臭は発生しません。しかし、処理施設では有機物も発生するので、そちらのほうでは温室効果ガスの評価をすることになっています。それなりの影響が考えられるという小田原委員の指摘との整合性を取るために、「検討します。」という回答になっていますが、事業者に聞いてみてはいかがでしょうか。

後藤委員： 水質の調査地点が3箇所ありますが、最上流のものは現在の処理場の排水地点なのですか、もっと上流の地点なのですか。

事務局： 事前質問の9番とほぼ同じ内容ですが、もう少し上流の地点で調査が必要ではないかと御指摘をいただき、このような回答になっています。改めて事業者を確認してはいかがでしょうか。

中島会長： 影響が無いさらに上流の地点を加えたらどうかとうことですね。後で聞いてみます。

上木委員： 少しもどりますが、メタンには悪臭はありませんが、メタンで温室効果ガスの評価をするのかどうか整理する必要があります。

中島委員： 後で確認します。

ある程度出たということで、事業者から回答していただきたいと思います。事務局で整理してください。

(一時休憩し事務局が質問を整理)

中島会長： 本日はお忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の中島です。事業者の皆様の紹介をしてください。

(事業者の自己紹介)

- 中島会長： 委員から質問がいくつかあります。質問しますので、事業者から回答してください。事務局から項目を読み上げてください。
- 事務局： 質問は全部で8項目です。最初の質問は、活断層の有無についてです。
- 野堀委員： 既存の資料を精査して、周辺に活断層がどのように存在するのかを付けてください。
- 事業者： 御指摘のとおりとします。
- 中島会長： 次の質問です。
- 事務局： 既存の施設がありますが、既存の調査結果はありますか。
- 後藤委員： 処分場は3回が終わって4回目となります。過去に調査が行われていると思いますが、結果があれば付けてください。
- 事業者： 昭和53年の最終処分場は、影響調査は実施していません。平成5年からの最終処分場は、廃掃法に基づく調査を行っていますが、動植物の調査は行っていません。第2期の最終処分場は、面積が2万平方メートルで規模が条例対象未満であることから、調査は行っていません。
- 中島会長： 今回、新たに調査を行うということなので、十分調査を行ってください。
- 中島会長： 次の質問です。
- 事務局： 既存施設との複合影響についてです。
- 上木委員： 新規の処分場の計画ですが、既存のものが3つで第2期までの埋立処分が終わったあとも浸出水が出てきて、浄化されたとしても川に放流されます。計画地からの放流水と既存のものからの放流水の両方の相乗的な影響を評価する必要はありませんか。
- 事業者： あくまで現在の環境に対する影響の評価を行うということで、計画地での調査を考えています。
- 中島会長： 今の水処理施設に新たなものが加わることになるのと、その影響が合算されるということはないのですか。
- 上木委員： 調査は下流で行いますということなので、それしかないと思いますが、同じBODが2でも既存のものからBODが2の放流水が出て、また新しくBODが2のもが入ってくると、総量としてはすぐに倍になるというものではないのですが、加算されて公共の水域に出てくるので、それをできるだけ少なくするという観点で施設を設計する必要があります。
- 上流側から出るものは希釈されてしまうので、下流側で測ってもなかなか把握しにくいのですが、総量をできるだけ減らして環境への影響をできるだけ減らすことが必要です。最終的には最上川に行きますが、最上川を汚すようなものを流してはダメなので、総量をできるだけ減らすような施設が必要です。しかしどうやって調査するかとなると、そうなるのかなと思います。
- 中島会長： 水質は濃度だけで総量については網が掛っていないので、そのあたりをモニタリングすることは難しいのですか。
- 上木委員： 天王川のデータを見ると、BODがもともと2をオーバーしており、放流水とあまり変わらないくらいの水です。天王川が割と汚いので、希釈のレベ

ルが低い川だと思えます。

事務局： 施設として、例えば2つのものを1つにしても濃度は変わらないということですね。総量としてはそれだけの水が出るので、総量ということであれば、もっと濃度を下げるか水を減らすかということになります。濃度をもっと下げるということはできないのです。

事業者： 総理府令で施設の排水基準が定められており、それをクリアーするのが第一段階ですが、各施設においては計画水質を定めて、それを順守することになります。

上木委員： 方法としては、今のようなことにならざるを得ないと思えます。できるだけ水をきれいにして出していきたい。

中島会長： 施設自体の基準値を低めに設定していただいているのであれば良いのですが。

事業者： あまり厳しい数値にすると、その数値を守れないということもあるので、あまり厳しい数値を設定することはできませんが、可能な限り水質は浄化して放流したいというのが基本的な考えです。

計画水質については処理設備の能力等を計算しながら設定しますが、放流する水質については可能な限りきれにして放流したいと考えています。

中島会長： 4番目の質問です。

事務局： 災害時などの非常時の安全対策についてです。

池田委員： 現地でも質問しましたが、災害時、特に地震とかの長時間の停電の場合の緊急的な対策として、施設の検討をお願いしたいということです。

事業者： 現地でもお答えしましたが、その点については前向きに検討します。

中島会長： 5番目の質問です。

事務局： モニタリングデータの公表の考え方について確認したいということです。

池田委員： 今まで、事前のモニタリングの調査、アセスの調査、施設を造った後も測定していきますが、その一般公開についてどのように考えているのでしょうか。

事業者： アセスについては公開します。水質のモニタリングデータは、現在、ホームページで公開していませんが、地元の環境対策委員会にはデータをお知らせしています。ホームページでの一般への公開についても、今後計画したいと考えています。

中島会長： 6番目の質問です。

事務局： 粉じんの調査地点についてです。

小杉委員： 現地見学の際に冬に西風が吹くことが多く、また、中島集落ではこの事業に関心が高いと聞きました。中島集落では騒音と振動、悪臭の調査地点となっていますが、粉じんの調査も行ってはどうでしょうか。

事業者： 春先に強い西風の時期があるので、その時に中島地区で測定をしたいと思います。

中島会長： 年4回だと支障がありますか。

事業者： 費用的なものですが、そのほうが良ければそのように考えます。

- 東 委員： 浮遊物質に関しては、粉じんよりも狭い範囲で考えているようですが、中島地区では調査の必要はないのですか。
- 事業者： 浮遊物質については道路交通に関するものと考えていることから、中島地区での調査は考えていません。
- 中島会長： 次の質問です。
- 事務局： 悪臭の調査地点についてです。処分場にガス抜き管を設置することから、悪臭の調査が必要ではありませんか。
- 事業者： 現地でも説明しましたが、有機質の少ない物質を埋立てるということから、ガスの発生はないのではないかと考えています。そのため測定しないという考えでいました。アセスの事後調査の中で、悪臭の測定を1回はしたいと考えています。
- 中島会長： 次の質問です。
- 事務局： 水質の調査地点について、事前質問の回答をいただいておりますが、再度確認をしたいということです。
- 後藤委員： ここは動物の生活の場でもありますが、調査地点が排水の流れてくるところだけだと、それがどのような影響があるかがわからないので、それが流れてくる前の上流のほうでも1箇所は必要だと思います。動物などの調査区域を示す点線が川に入っていないませんが、川でも影響が出る以前の区域の調査を行ってください。
- 事業者： 水生生物に関しましては、水質の影響が間接的に関与する影響を考えていますので、現状は水質調査の最上流部に合せて調査区域を設定しています。考え方としては、この事業による排水が河川へどのような影響があるか、それにとまって動植物にどのような影響あるかを考えています。現状では、さらに上流部での状況を確認することは計画していません。
- 後藤委員： どのような影響があるかは、影響がないところでのものがないかぎり、わかりません。影響がないところのものがあれば、その影響がどう出るか、その比較でわかってきます。一般的にはそういう調べ方をします。
- 事業者： 確認させていただきたいのですが、現況に対する影響がどうなるかということで、現在稼働している浸出水処理施設の放流点を上流として考えています。その地点を無しにして、さらにその上流を測定箇所としても良いのであれば、そうしたいと考えています。さらに上流側の処分場の影響を受けない地点で測定することとし、追加でなくて、測定位置を変えることで良いでしょうか。
- 野堀委員： 一番南側にある地点は、排水が川に混ざった後ですか。
- 事業者： 既存の排水が混ざった後です。
- 野堀委員： それであれば、その上流の地点が必要です。
- 事業者： その点を上流側に変更するかたちではなく、さらに1点増やすということですか。
- 上木委員： 先ほどの水質の話に関係するのですが、既存のものがないと新しいものの影響がわからないことになります。

事業者： もう1箇所を追加することとします。

中島会長： 水質調査地点3箇所を4箇所にするということですね。

野堀委員： 橋の少し下流になりますか。

中島会長： 新たにそこでの水生動物等の調査を行うことになりますね。  
こちらで準備したのは以上ですが、委員から何かありますか。

野堀委員： この調査範囲に取水地点があり、最上川との合流地点の少し上流になりますが、堰がありますか。

事業者： 堰はありませんが、ポンプで取水しています。

野堀委員： 最上川の水が、こちら側に来ることはないのですね。

事業者： はい。

中島会長： 以上で質問は終わりますが、事業者の皆様ありがとうございました。  
(事業者退出)

中島会長： それでは、このあたりで審査会の意見をまとめたいと思います。まとめ方として、会長に一任していただく方法でいかがでしょうか。  
(異議なし)

中島会長： それでは、本日の審議に基づいて案を取りまとめ、皆様から確認していただいたうえで、県に提出したいと思います。事務局から、何かありますか。

事務局： 特にございません。

中島会長： それでは置賜広域行政事務組合 最終処分場整備事業 環境影響評価方法書の審議は、これで終了とします。  
皆様から、御審議をいただき、ありがとうございました。

事務局： 中島会長、ありがとうございました。それでは閉会にあたり、佐藤みどり自然課長から御挨拶を申し上げます。  
(佐藤課長あいさつ)

(終了：午後3時30分)